

愛知労働局発表
令和4年10月27日(木)

報道関係者 各位

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課

監督課長 秋山 茂

主任地方労働基準監察監督官 木下 竜也

統括特別司法監督官 堀口 健一

電話 052 - 972 - 0253

令和3年の愛知労働局における監督指導、申告処理及び司法処分の状況について

愛知労働局(局長 しろた まさひこ 代田 雅彦)は県内の14労働基準監督署(支署)が令和3年に実施した監督指導(1)の実施結果、申告処理(2)状況及び司法処分(3)状況を以下のとおり取りまとめました。

愛知労働局においては、本年度も、各種情報から違法な長時間労働、賃金不払残業など労働基準関係法令の違反が疑われる事業場や労働災害の増加傾向が認められる業種の事業場などに対して適正に監督指導を実施し、是正を図ってまいります。また、解雇、賃金不払等の事案について、早期の解決を図るため、優先的に処理を行い、必要な指導を行うとともに、重大・悪質な事案については司法処分とします。

監督指導を実施した事業場数	6,700 事業場
うち、法令違反が認められたもの	4,004 事業場 (59.8%)
主な違反の項目		
・労働時間・休日	1,178 件 (17.6%)
・時間外労働等による割増賃金	726 件 (10.8%)
・健康診断	463 件 (6.9%)
申告処理を行った件数	1,366 件
主な内訳		
・賃金不払事案	942 件 (69.0%)
・解雇事案	153 件 (11.2%)
・最低賃金不払事案	77 件 (5.6%)
司法処分を行った件数	65 件
法令別内訳		
・労働基準法違反	31 件
・労働安全衛生法違反	34 件

(詳細は次頁)

- (1) 監督指導とは、労働基準監督官が事業場に立ち入り、調査・指導を行うこと。
- (2) 申告処理とは、労働者が労働基準監督署に対し、事業場の労働基準関係法令違反の事実を申し立て（申告）これを契機に労働基準監督官が事業場に立ち入り又は事業主の出頭を求めて違反の事実を確認し、違反が認められた場合には、是正を勧告するなどにより是正を図らせること。
- (3) 司法処分とは、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、重大・悪質な法令違反に対して、司法警察権限を行使して捜査を行い、検察庁へ送検すること。

1 監督指導の実施結果について

業種別の状況

主な業種	監督指導実施件数	うち、違反事業場件数 (違反率)	主な違反内容	違反件数 (監督指導件数に対する割合)
全業種	6,700 件	4,004 件 (59.8%)	労働時間・休日	1,178 件 (17.6%)
商業	940 件	588 件 (62.6%)	安全基準	987 件 (14.7%)
製造業	1,883 件	1,288 件 (68.4%)	割増賃金	726 件 (10.8%)
保健衛生業	467 件	301 件 (64.5%)	年次有給休暇	629 件 (9.4%)
接客娯楽業	411 件	246 件 (59.9%)	健康診断	463 件 (6.9%)
建設業	1,733 件	837 件 (48.3%)	労働条件の明示	411 件 (6.1%)
運送業	262 件	172 件 (65.6%)		

(注1) 左表について、主な業種を挙げているため、全業種と合計数は一致しない。

(注2) 右表について、主な違反の内訳を記載したものであり、1つの事業場について複数の違反に及ぶことがある。

違反件数が多い主な違反内容 < 典型的な事例 >

違反内容	
労働時間・休日	違反件数：1,178 件(監督指導実施件数に対する割合：17.6%) 時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)を所轄の労働基準監督署に届け出ることなく、労働者に法定労働時間・休日日数を超えて時間外労働・休日労働を行わせているもの。また、36協定を届け出ているものの、協定した延長時間・休日日数を超えて時間外労働・休日労働を行わせているもの。
安全基準	違反件数：987 件(監督指導実施件数に対する割合：14.7%) 労働者の身体の一部が挟まれ、巻き込まれる危険がある機械の原動機、歯車、ベルト等に、覆い、囲いを設けていないもの。また、高さが2m以上の作業床、開口部に墜落の危険があるのに、手すり、覆い等を設けていないもの。
割増賃金	違反件数：726 件(監督指導実施件数に対する割合：10.8%) 時間外労働、深夜労働を行わせているのに、割増賃金(通常の賃金の2割5分以上)を支払っていないもの。本来、算定基礎に含めるべき職務手当等を算入せず、法定割増率を下回るもの。
年次有給休暇	違反件数：629 件(監督指導実施件数に対する割合：9.4%) 年次有給休暇が10日以上付与される労働者について、基準日から1年以内の期間に、5日以上有給休暇を取得させていないもの。
健康診断	違反件数：463 件(監督指導実施件数に対する割合：6.9%) 常時使用する労働者に対して、1年以内毎に1回、定期健康診断を実施していないもの。深夜業など特定業務従事者に対し、配置替えの際及び6月以内毎に1回、定期的に、健康診断を実施していないもの。
労働条件の明示	違反件数：411 件(監督指導実施件数に対する割合：6.1%) 労働者を採用するとき、賃金、労働時間その他労働条件を書面(労働条件通知書)で交付するなどの方法で明示していないもの。

2 申告処理の状況

業種別、申告事項別の状況

主な業種	申告処理件数
総件数	1,366 件（前年比 - 211 件）
商業	193 件（前年比 - 71 件）
製造業	157 件（前年比 + 25 件）
保健衛生業	136 件（前年比 - 9 件）
接客娯楽業	165 件（前年比 - 27 件）
建設業	189 件（前年比 - 36 件）
運送業	142 件（前年比 - 32 件）

主な申告事項	件数
合計	1,450 件（前年比 - 153 件）
賃金不払	942 件（前年比 - 109 件）
労働条件明示等	223 件（前年比 + 23 件）
解雇	153 件（前年比 - 32 件）
最低賃金	77 件（前年比 - 26 件）
労働時間等	30 件（前年比 - 4 件）
安全衛生	25 件（前年比 - 5 件）

（注1）左表について、主な業種を挙げているため、全業種と合計数は一致しない。

（注2）右表について、1件の申告について複数の申告事項に及ぶことがあるので、業種と主な申告事項の合計数は一致しない。また、申告事項の賃金不払には休業手当、割増賃金未払いを含む。

主な申告内容 <典型的な事例>

申告内容	
賃金不払 （一部不払い等を含む）	申告処理件数：942 件 （申告処理件数に対する割合：69.0%）
経営不振など事業主の都合により、定期賃金の全部または一部が支払われない。時間外労働・休日労働に対する割増賃金が支払われない。休業を命じられたのに、休業手当（平均賃金の6割以上）が支払われない。	
労働条件明示等	申告処理件数：223 件（申告処理件数に対する割合：16.3%）
雇入れに際し、賃金、労働時間その他労働条件を書面で明示されていない。常時10人以上の労働者を使用しているのに、所轄署に就業規則の作成・届出（変更届）がなく、周知もされていない。	
解雇	申告処理件数：153 件（申告処理件数に対する割合：11.2%）
30日以上前の予告または解雇予告手当（30日分以上の平均賃金）の支払いがなく、解雇された。	
最低賃金	申告処理件数：77 件（申告処理件数に対する割合：5.6%）
時間換算した賃金額が、適用を受ける最低賃金額を下回っている。	
労働時間等	申告処理件数：30 件（申告処理件数に対する割合：2.2%）
法定労働時間を超えて、また、36協定の限度を超えて、長時間にわたり時間外労働を行っている。または36協定なく時間外労働を行っている。	

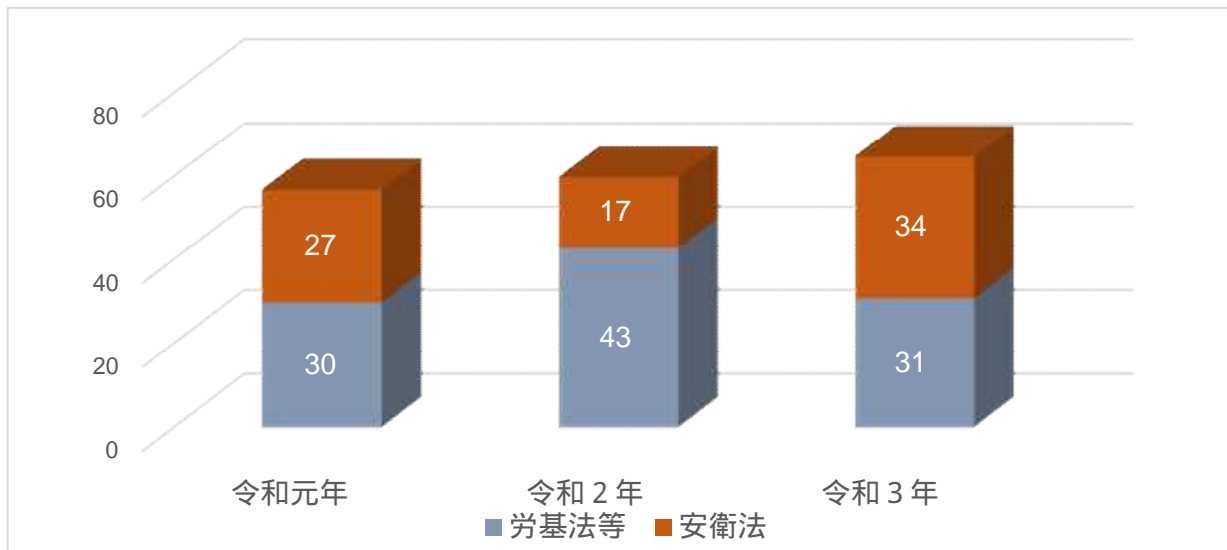
3 司法処分の状況

令和3年の司法処分件数は65件と前年（令和2年）と比較して5件増加した。

労働基準法等違反事件は31件と前年と比較し12件減少したが、労働安全衛生法違反事件は17件増加した。労働基準法等違反事件としては、依然として「定期賃金の不払」が19件（対前年比7件減少）と最も多く、次いで「賃金不払残業」が5件（対前年比1件増加）、「労働時間・休日」が3件（対前年比6件減少）の順となっている。

労働安全衛生法違反事件としては、「機械等危険防止」は13件（対前年比10件増加）と最も多く、次いで、「労災かくし」が8件（対前年比4件増加）、「墜落等危険防止」が6件（対前年比3件増加）の順となっている。

司法処分件数の推移



業種別・違反別件数

		業 種							計
		製造	建設	運輸	商業	保健衛生	接客娯楽	その他	
労働基準法等違反		5	2	2	6	2	3	11	31
(内訳)	定期賃金の不払（労基24条、最賃4条）	4	2		2	1	3	7	19
	賃金不払残業			1	2	1		1	5
	労働時間・休日	1		1	1				3
	その他				1			3	4
労働安全衛生法違反		14	11	2	0	0	0	7	34
(内訳)	機械等危険防止	9	2					2	13
	労災かくし	2	2	2				2	8
	墜落等危険防止		5					1	6
	作業主任者の選任等		2					1	3
	就業制限	1						1	2
	その他	2							2
合 計		19	13	4	6	2	3	18	65

年別推移（法令別）

		令和元年	令和2年	令和3年
労働基準法等違反	定期賃金の不払 （労働基準法第24条、最低賃金法第4条）	24	26	19
	賃金不払残業 （労働基準法第37条）		4	5
	労働時間・休日 （労働基準法第32条・第35条・第40条）	5	9	3
	その他	1	4	4
	計	30	43	31
労働安全衛生法違反	機械等危険防止 （労働安全衛生法第20条）	4	3	13
	労災かくし （労働安全衛生法第100条）	4	4	8
	墜落等危険防止 （労働安全衛生法第21条・第31条）	8	3	6
	作業主任者の選任等 （労働安全衛生法第14条）	1		3
	就業制限 （労働安全衛生法第61条）	1	3	2
	その他	9	4	2
	計	27	17	34

令和3年の司法処分事例

< 労働基準法等違反事件 >

【事例1】

賃金不払に関する事例

食料品製造業を営む事業場において、労働者10名に対する令和2年1月21日から4月20日までの計3か月分の賃金を、各所定支払日に支払わず、このことによって最低賃金法で定める愛知県最低賃金額（約230万円）以上の定期賃金を支払わなかったもの。

賃金不払いについては、労働基準法第24条と最低賃金法第4条の違反が成立するが、特別法である最低賃金法違反として送検した。

当時の愛知県最低賃金額は時間額926円である。

労働者10名に対する定期賃金不払総額は、約440万円である。

【事例2】

違法な時間外労働に関する事例

労働基準法では、同法第36条第1項の規定に基づく労使協定（以下「36協定」という。）を所轄労働基準監督署長に届け出た場合には、36協定で定めた延長時間まで、法定労働時間を超えて、労働させることができ、また、36協定の要件として、時間外労働・休日労働の合計を1か月100時間未満にしなければならない旨規定されているが、小売業を営む事業場において、労働者1名に対し、36協定で定めた延長時間を超えて時間外労働を行わせ、また、1か月100時間以上の時間外・休日労働を行わせたもの。

時間外労働の上限が罰則付きで規定され、法律上、時間外労働の上限は原則、月45時間・年360時間とされ、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができないと規定されている。

臨時的な特別の事情があっても、労使が合意する場合でも、時間外労働は年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は月100時間未満、2～6か月平均80時間以内と規定されている。

< 労働安全衛生法違反事件 >

【事例 1】

フォークリフトの無資格運転に関する事例

電子機器製造業を営む事業場において、最大荷重 1.5 トンのフォークリフトの運転の業務に、法令で定める資格を有する者でなければ就かせてはならないのに、無資格の労働者を就かせていたもの。

労働安全衛生法において、最大荷重 1 トン以上のフォークリフトの運転の業務には、フォークリフト運転技能講習修了等の法令で定める資格を有する者でなければ就かせてはならない旨規定されている。

【事例 2】

墜落による死亡災害に関する事例

運送会社の構内において、トラックヤードの屋根上で雨樋の設置作業を行っていた労働者が、高さが約 6 メートルの箇所から墜落により死亡した。当該屋根の端に手すりを設置する等の墜落防止措置を講じていなかったもの。

労働安全衛生法において、高さ 2 メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり等を設けなければならないと規定されている。

【事例 3】

派遣元、派遣先の労災かくしに関する事例

製造業を営む事業場において、派遣労働者が製品の箱詰め作業中に鉄製の箱と作業台に指を挟まれ、左母指挫創等により休業 2 週間を要する傷害を負った労働災害について、派遣先及び派遣元の事業場はそれぞれ遅滞なく労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかったもの。

事業者は、労働者が労働災害その他就業中に負傷により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないと規定されている。

労災かくしとは、事業者が労働災害の発生に関し、その発生事実を隠蔽するため故意に労働者死傷病報告を提出しないもの及び虚偽の内容を記載して提出するものことである。